

# 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱

平成30年3月30日付け29農振第2711号

各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事

}

農林水産事務次官

## 第1 目的

近年、施設の老朽化の進行や災害リスクが高まっていく中で、農業の持続的な発展には、農業生産活動が安心して行われることが重要である。

そのため、農業生産活動の基盤となる農業水路等の農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していくことが大切であり、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施することによって、農地や農業用施設を健全な状態に保つとともに、更なる省力化やコスト低減などに取り組んでいくことが必要である。

このため、農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図ることとする。

## 第2 事業の内容

本事業は、次に掲げる対策とし、各対策における交付対象事業（別表の交付対象事業の欄に掲げる個別の事業をいう。以下同じ。）の具体的な内容については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。

### 1 長寿命化対策

別表の区分の欄の1の対策種類の欄の(1)に掲げるものを実施するもの

### 2 防災減災対策

別表の区分の欄の2の対策種類の欄の(1)又は(2)に掲げるものを実施するもの

### 3 機能発揮対策

1又は2の事業と併せ行うものであって、別表の区分の欄の3の対策種類の欄の(1)又は(2)に掲げるものを実施するもの

## 第3 事業の実施区域

本事業の実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年

法律第58号) 第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、第2の2の防災減災対策又は第2の3の機能発揮対策（防災減災対策に係るものに限る。）であって、その交付対象事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるもの、現在行われている農業生産の条件を当面維持するために行うものについては、この限りでない。

#### 第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区その他の農業者等の組織する団体であって、農村振興局長が別に定めるものとする。

#### 第5 長寿命化・防災減災整備計画

本事業を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた長寿命化・防災減災整備計画（以下「整備計画」という。）を作成するものとする。

- 1 整備計画の名称、計画主体及び期間
- 2 地域農業の概要及び整備計画の目的・目標
- 3 交付対象事業の工期、総事業費、受益者等の概要

#### 第6 実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第5の整備計画を作成していること。
- 2 第2の1又は2の長寿命化対策又は防災減災対策を実施する場合には、1に加え、以下のすべての要件を満たすこと。
  - (1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
  - (2) 交付対象事業1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること（ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く。）。)
  - (3) 交付対象事業1地区当たりの事業工期が原則3か年以内であること。
- 3 第2の3の機能発揮対策を実施する場合には、1の要件に加え、交付対象事業1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。

#### 第7 事業の申請等

- 1 本事業を実施しようとするときは、以下のとおりとする。
  - (1) 計画主体（第5の整備計画を作成した者をいう。以下同じ。）が都道府県知事以外の場合には、当該計画主体は、整備計画を作成の上、都道府県知事の指定する期日までに都道府県知事に提出するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、(1)により整備計画の提出を受けたときは、当該整備計画を確認の上、自ら作成した計画認定申請書とともに地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

- (3) 計画主体が都道府県知事の場合には、(1)により都道府県知事以外の計画主体から整備計画の提出を受けているときは、当該整備計画を確認の上、(2)にかかわらず、当該整備計画並びに自ら作成した整備計画及び計画認定申請書を、一括して地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の(2)又は(3)による提出を受けた整備計画について、農村振興局長が別に定めるところにより審査し、適当と認める場合には、都道府県知事に計画認定通知書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、2により交付を受けた計画認定通知書に、1の(1)により都道府県知事以外の計画主体から提出を受けた整備計画に係るものが含まれている場合には、当該計画主体に対し、認定を受けた旨を通知するものとする。
- 4 整備計画について農村振興局長が別に定める変更があった場合には、計画主体は、1の手續に準じて変更申請を行うものとする。また、2及び3の規定はこの場合において準用するものとする。

## 第8 達成状況の報告

整備計画が完了した場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げるとおり、完了後速やかに整備計画の目標の達成状況を報告するものとする。

- 1 計画主体が都道府県知事の場合には、都道府県知事は地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 計画主体が都道府県知事以外の場合には、当該計画主体は、都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事がこれを確認の上地方農政局長等に報告するものとする。

## 第9 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に要する経費のうち農村振興局長が別に定める経費につき、事業実施主体に助成するものとする。

## 第10 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

## 附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

別表

区分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1 長寿命 化対策	(1) 長寿命 化対策	長寿命化対策に資する農 業用排水施設等の整備	ア 水利施設整備
2 防災減 災対策	(1) 自然災 害等対策	自然災害等により被害が 発生するおそれのある農業 用排水施設等の整備	ア ため池整備 イ 湛水防除 ウ 地盤沈下対策 エ 農業用排水施設整備 オ 土砂崩壊防止 カ 特定農業用管水路等特別対策 キ 農業用河川工作物応急対策 ク 水質保全対策 ケ 利活用保全
	(2) 危機管 理対策	防災安全度の向上を図る ために行う管理施設等の整 備	ア 危機管理システム等整備 イ 緊急的な防災対策 ウ 安全確保対策
3 機能発 揮対策	(1) 調査計 画等	施設の長寿命化対策及び 防災減災対策に必要な諸条 件について行う調査、その 計画の策定等	ア 機能保全計画策定等 イ 実施計画策定 ウ 水利用調査・調整 エ 耐震性点検・調査 オ ため池緊急防災対策
	(2) 体制整 備	施設の監視・管理体制の 強化、ハザードマップの作 成、権利関係の調整	ア 監視・管理体制の強化 イ 減災対策の実施 ウ ハード整備の着手促進